

後期高齢者医療業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

### 【仕様の定義対象について】

#### (1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- ・ 住民基本台帳情報ファイルの移行範囲は、該当市区町村の消除者を含む最新履歴全てとする。

### 【データ移行の留意事項】

- ・ 市区町村の後期高齢者医療システムから後期高齢者医療広域連合標準システムへ連携している以下のファイルは、連携すべき異動ファイルを全て広域連合へ送付済の状態に移行ファイルを作成する。  
[市区町村→広域連合] ・住民基本台帳情報 ・住登外登録情報 ・所得課税情報  
・期割情報 ・収納情報 ・滞納者情報
- ・ 後期高齢者医療広域連合標準システムから市区町村の後期高齢者医療システムへ連携している以下のファイルは、連携すべき異動ファイルを全て広域連合から取込済の状態に移行ファイルを作成する。  
[広域連合→市区町村] ・被保険者情報 ・保険料情報 ・所得照会書／簡易申告書情報  
・被保険者証発行用情報 ・住所地特例者情報
- ・ 国保連合会(年金保険者)と市区町村間の以下の連携ファイル(※注)は、最低でも過去1年間分を保持していること。  
※注) 特別徴収依頼情報ファイル、特別徴収各種異動情報ファイル、特別徴収対象者情報ファイル、  
特別徴収依頼処理結果情報ファイル、特別徴収結果情報ファイル
- ・ 年度末のタイミングで移行ファイルを作成することを前提とする。
- ・ 住所地特例者の情報は後期高齢者医療広域連合標準システム側より入手すること。
- ・ 後期高齢者医療広域連合標準システムや国保連合会(年金保険者)との連携インターフェースが規定されているファイルは、そのインターフェースに従い、データ移行を実施することも可能。
- ・ 番号(マイナンバー)制度対応で「後期高齢者医療広域連合電算システム仕様書システム仕様編」が変更されたため、中間標準レイアウトも同一レイアウトとするが、マイナンバーの「個人番号」として新たに追加された項目は、データ移行では使用しない。